



発行 新潟県

第 62 号

平成29年8月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 931 鳥獣保護区の存続期間更新(環境企画課)
- 932 休猟区の指定(環境企画課)
- 933 特定猟具使用禁止区域の指定(環境企画課)
- 934 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 935 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 936 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 937 保安林の指定(治山課)
- 938 保安林の指定(治山課)
- 939 保安林の指定(治山課)
- 940 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 941 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 942 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 943 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 944 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 945 公共測量の実施通知(監理課)
- 946 公共測量の実施通知(監理課)
- 947 公共測量の実施通知(監理課)
- 948 二級河川の変更(河川管理課)
- 949 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 950 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 951 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 952 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 953 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 954 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)

## 公 告

新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施(基幹病院整備室)

## 病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

## 公安委員会規則

- 12 組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則(警務課)
- 13 新潟県警察の警察署分庁舎の名称及び位置に関する規則(警務課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第931号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書きの規定により、秋葉、放山、鉾ヶ岳、鼓岡及び一の宮鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 秋葉鳥獣保護区

### (1) 区域

新潟市秋葉区新津本町4丁目地内の県道新津小須戸線と県道新津村松線の交差点を起点として、同県道を南東に進み、県道新関橋田村松線の交差点に至る。ここから県道新関橋田村松線を南に進み、市道大関朝日線との交差点から同市道を西に進み、大沢林道との交差点に至る。ここから大沢林道を北西に進み、市道東島6号線を経て、市道朝日11号線との交差点に至り、市道朝日11号線を北西に進み県道新津小須戸線との交差点に至る。ここから同県道を北東に進み起点を結ぶ内部一円とする。

### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

#### イ 指定目的

当該地域は市街地にほど近い場所に残るアカマツ、ヤマモミジ、コナラ、スギなど林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

#### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施することなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 2 放山鳥獣保護区

### (1) 区域

放山(1,189.5m)を起点として、ここから概ね北東方向に延びる稜線をたどり、大平山頂(1,019.0m)に至る。ここからアゲハ沢と平行して概ね北北東に延びる右岸の稜線をたどり、標高約550mの地点でアゲハ沢復旧工事用道路終点に至る。ここから工事用道路を南東方向に約100m進んだあたりで、小サブゾウ源流部との交点に至る。ここから小サブゾウを下流に下り、県道西飛山能生線上小サブゾウ橋との交点に至る。ここから一般県道西飛山能生線を県道起点に向かって南方向に進み、字ブドウ平と字イタヒラとの字界に架かるゴウサラ谷橋に至る。ここからゴウサラ谷を下流に下り、能生川本流に至る。ここから能生川本流を上流に向かって上がり、モグナ谷との合流点に至る。ここからモグナ谷を上流へ上がり、戸部沢三角点(856.6m)に至る。ここから概ね北北東に延びる稜線をたどり、糸魚川市・上越市境界稜線を経て、名立川本流とオンナ谷との合流点に至る。ここからオンナ谷を約500m上流へ上り、不動山登山道との交点に至る。ここから不動山登山道を林道南葉山線に向けて進み、不動山登山道入口との交点に至る。ここから林道南葉山線を大毛無山山頂付近へ進み、上越市・妙高市境界稜線に至る。ここから稜線を概ね東南東へたどり、大毛無山山頂を経て不動山山頂へ至る。ここから稜線を南南東へたどり、容雅山山頂へ至る。ここから妙高山鳥獣保護区界北辺をたどり、旧能生町・旧糸魚川市境界稜線に至る。ここから境界稜線を北方向へたどり起点と結ぶ内部一円とする。

### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

#### イ 指定目的

当該地域は、ブナやミズナラといった落葉広葉樹林等、林相の変化に富む地域であり、区域内にスキー場が設置されていることから自然を身近に感じられる地域である。イヌワシをはじめ、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定することで当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

#### ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 3 鉾ヶ岳鳥獣保護区

### (1) 区域

糸魚川市大字島道地内の島道川及び朝日川合流点を起点として、朝日川を上流に進み、通称大河原地内へ銚ヶ岳登山道に至る。ここから同登山道に沿って上り、通称シゲクラ地内から東方向に白滝沢を下り、湯沢川谷止工に至る。ここから権現岳滑落崖に沿って南方向へ塔ノ滝谷を経てヒソノ又川分岐点外ノ谷に至り、同谷を上流に進み、さらに土倉川を源流から東側用水まで下る。同用水を下流に進み、岩倉川、大知川を越え、久保川に至る。ここから同川を北方向に進み、分水嶺に至り、入山川及び島道川に沿って下り、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、ブナやミズナラ、クロベ等の林相の変化に富む地域であり、ホンシャクナゲの群生地となっており、自然分布の北限となっている。生息する鳥獣は、ニホンカモシカをはじめ、多様な鳥獣の繁殖の場となっていることから、鳥獣保護区に指定することで当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 鼓岡鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市坪穴地内の県道胎内二王子公園羽黒線の千刈橋を起点として、同県道を南に進み、下坪穴川橋を渡る。ここから同県道をさらに南下し、胎内川を渡り、側溝との交差点から側溝沿いに上がり、市道下赤谷鼓岡線に至る。ここから同市道を北に進みトヤノ沢橋に至り、トヤノ沢を上流に進んで砂防ダムに至る。ここから稜線を北に進み(国有林新発田事業区九林班く、や、ま、け、ふの各小班並びに八林班い、ろ、は、いの各小班を含む。)スッサキ沢の砂防ダムに至る。ここから同沢を下り筆先橋を経て胎内川を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、ミサゴ、ヤマガラ、カワラヒワをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 一の宮鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市飯岡地内の市道飯岡線入口を起点として、妹背橋を渡り、一の宮参道を経て、市道坪根線に至る。ここから同市道を北に約1,200メートル進み、峠の三叉路と接する地点に至る。ここから同三叉路を南東に約150メートル進み、高取場を経て唐竹の沢に至る。ここから同沢沿いに主要地方道佐渡縦貫線に至り、同主要地方道を横切り、羽茂川を渡り松尾沢に至る。ここから同沢沿いに東へ約500メートル上り、市道飯岡線に至る。ここから同市道を南西に約1,000メートル進み、小沢に至る。ここから同沢を寺尾の上まで上がり山道に至る。ここから大平を経て市道飯岡線入口の起点を結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

## イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ホオジロ、セグロセキレイをはじめとする多様な鳥類が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

## ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## ◎新潟県告示第932号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成29年 8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 大面休猟区

## (1) 区域

三条市大字吉野屋地内の県道大面保内線と旧三条市と旧栄町との境界線の交点を起点とし、ここから同境界を東に進み、旧三条市と旧栄町と旧下田村の境界点に至る。ここから旧栄町と旧下田村との境界を南に進み、三条市と見附市との境界に至る。ここから同境界を南西に約3,600m進み、さらに北西に進み、県道長岡見附三条線に至る。ここから同県道を北東に進み、市道大面6号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、県道駒入北潟線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、市道北潟18号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、県道大面保内線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,245ヘクタール

## (3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

## 2 二宮休猟区

## (1) 区域

佐渡市窪田地内の市道二宮370号線と市道二宮幹線8号との交点を起点とし、同市道を北西に進み、森林基幹道国仲北線との交点に至る。ここから同森林基幹道を北に進み、森林管理道青野本線との交点に至る。ここから同森林管理道を北西に進み、県道白雲台乙和池相川線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、更に北東に進み、旧佐和田町と旧金井町の境界線（通称地獄谷）に至る。ここから同境界線を南に進み、石田川との交点に至る。ここから石田川右岸を下流に進み、森林管理道地獄谷線との交点に至る。ここから同森林管理道を南へ進み森林基幹道国仲北線との交点に至る。ここから同森林基幹道を東に進み、市道平清水1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道妙照寺佐和田線との交点に至る。ここから同県道を南に、そして西に、更に南に進み、市道二宮幹線18号との交点に至る。ここから同市道を南に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を横断し、市道八幡幹線6号と接する地点に至る。ここから同市道を南に進み、市道八幡96号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み、市道二宮370号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

2,223ヘクタール

## (3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

## 3 赤泊休猟区

## (1) 区域

佐渡市上川茂地内の主要地方道佐渡縦貫線と県道両津真野赤泊線と交差する地点を起点とし、県道両津真野赤泊線を東に進み、更に南に進み、徳和集落を経て主要地方道佐渡一周線との交点に至り、同主要地方道を横断し日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際を南西に進み、浦津、赤泊、真浦、柳沢、南新保、杉野浦、赤岩、野崎の各集落を経て、大泊集落に至る。ここから北に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。同地方道を横断し、森林基幹道笠取線との交点に至る。ここから同森林基幹道を北に進み、さらに北東

に進み、森林管理道上浦線との交点に至る。ここから同森林管理道を北東に進み、旧羽茂町と旧赤泊村との旧町村境界を経て、市道下川茂10号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道赤泊1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、森林基幹道笠取線との交点に至る。ここから同林道を北東に進み、市道赤泊1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから同地方道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,798ヘクタール

## (3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

## 4 岩谷口虫崎休猟区

## (1) 区域

佐渡市岩谷口地内の大河内川河口右岸を起点とし、日本海波打ち際に沿って北東に進み、真更川河口に至る。ここから真更川右岸に沿って南東に進み、主要地方道佐渡一周線と接する地点に至る。ここから同地方道を北西に進み、市道海府幹線4号との交点に至る。ここから同市道を東に進み、北小浦地内で主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同地方道を横断し、日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際に沿って南に進み、虫崎集落を経て、黒姫川河口に至る。ここから黒姫川の左岸に沿って西に進み、市道黒姫3号線と接する地点に至る。ここから同市道を北西に進み旧両津市と旧相川町との旧市町境界線を経て、市道黒岩線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同地方道を北東に進み、大河内川と接する地点に至る。ここから大河内川右岸を下り、起点に至る内部一円とする。

## (2) 面積

2,589ヘクタール

## (3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

## ◎新潟県告示第933号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 阿賀野川特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

五泉市地内の馬下橋左岸橋詰めを起点とし、国道290号線を西に進み、市道猿和田笹堀線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、県道馬下論瀬線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道清瀬上郷屋1号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道清瀬上郷屋線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道上郷屋清瀬川原線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、阿賀野川左岸堤防に至り、同堤防を下流に進み、県道白根安田線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、安田橋右岸橋詰めに至り、さらに阿賀野川右岸堤防を上流に進み、市道原町新保赤坂線との交点に至る。ここから同市道を東に約1.9キロメートル進み、渡場地で作業道路の交点に至り、同作業道路を東に約450メートル進み、阿賀野川右岸の新江用水の取水口に至る。ここから同川右岸を上流に進み、藤戸川落ち口を経て、落ち口真上の国道49号線を南東に進み、国道290号線の馬下橋下に至る。ここから同国道を南西に進み、馬下橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

458ヘクタール

## (4) 存続期間

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 町屋特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

五泉市町屋地内の堂乃橋西詰を起点とし、県道下戸倉五泉線を西から南に進み、町屋大橋東詰との交点に至る。ここから同県道を南に進み、六条橋東詰に至り、さらに県道新関橋田村松線を南に進み、農道中名沢線との交点に至る。ここから同農道を西に進み、中央管理橋を渡り、辻川の橋の西詰に至る。ここから辻川沿いの左岸道路を北に進み、県道新関橋田村松線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、辻川沿いの左岸道路との交点に至る。ここから同左岸道路を北に進み、さらに能代川沿いの左岸道路を北に進み、市道町屋大沢線との交点に至る。ここから新西大橋を渡り、同市道を北西に進み、市道新保本線との交点に至る。ここから旧能代川の跡地を北東に進み、荘之江川との交点に至る。ここから同川を北東に進み、さらに荘之江川幹線排水路沿いに南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

65.9ヘクタール

## (4) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 3 加茂川特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

南蒲原郡田上町大字保明新田地内の主要地方道新潟小須戸三条線保明大橋東詰を起点とし、ここから主要地方道村松田上線を南に約100m進み、町道坂田保明線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、国道403号との交点を経て、市道加茂川右岸線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、国道403号との交点を経て、JR信越本線の軌道をくぐり、さらに同市道を東に進み、市道八幡秋房線との交点に至る。ここから同市道を東に約50m進み、八幡橋北詰で市道小貫駒岡線堤外線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、加茂市小貫地内で市道八幡猿毛線との交点に至り、同市道を南に進み、猿毛橋東詰で市道猿毛堤外線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、日吉橋東詰に至り、さらに加茂川右岸堤防を上流方向に進み、国道290号との交点に至る。同国道を南西に進み、主要地方道長岡栃尾線巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を加茂川に沿って下流方向に進み、JR信越本線の軌道を越えて国道403号との交点に至り、同国道を北東に進み、加茂川橋西詰で市道駅前加茂新田線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、国道403号との交点を経て保明大橋西詰に至り、同橋東詰を結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

131ヘクタール

## (4) 存続期間

平成29年10月15日から平成39年10月14日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 4 長岡中央特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

長岡市大宮町地内の信濃川に架かるフェニックス大橋東詰めを起点とし、ここから同橋を渡り橋の西詰めに至る。ここから渋海川左岸堤防及び信濃川左岸堤防を下流に進み、藤沢町地内の信濃川に架かる蔵王橋西詰めに至り、同橋を渡り橋の東詰めに至る。ここから信濃川右岸堤防を上流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

576ヘクタール

## (4) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

## 銃器

## 5 新道特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

柏崎市新道地内の折橋東端を起点とし、鵜川右岸堤防（河川管理用通路）を南（上流）に向かって進み、御幸橋北端、小倉橋東端、諏訪橋東端を経て新諏訪橋東端に至る。ここから同橋を渡り、鵜川左岸堤防（河川管理用通路）を北（下流）に向かって進み、諏訪橋西端、小倉橋西端、御幸橋南端を経て折橋西端に至る。ここから同橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

8.6ヘクタール

## (4) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## ◎新潟県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年8月15日

新潟県知事 米山 隆一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	こぶし24時間ケアサービスステーション喜多町	新潟県長岡市喜多町501番1	社会福祉法人長岡福祉協会	平成29年8月1日

## ◎新潟県告示第935号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月15日

新潟県知事 米山 隆一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアセンターかも	新潟県加茂市学校町7番18号	株式会社ダイキョウ	平成29年8月1日

## ◎新潟県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年8月15日

新潟県知事 米山 隆一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
北越後農業協同組合本店	新潟県新発田市島潟字弁天1341番地1	北越後農業協同組合	訪問介護 介護予防訪問介護	平成29年6月27日	平成29年7月31日
大島デイサービスセンター	新潟県上越市大島区大平5142番地1	社会福祉法人くびき社会事業協会	通所介護 介護予防通所介護	平成29年7月18日	平成29年5月31日
デイサービスシ	新潟県村上市羽	株式会社アサヒゴ	介護予防通所介護	平成29年6月	平成29年7月

ルバーケアひかり苑	黒町11番21号	一ナイ		19日	31日
-----------	----------	-----	--	-----	-----

## ◎新潟県告示第937号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 8 月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市片野尾字岩ケ下1828、1829、1833
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 8 月15日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林の所在場所  
新潟県魚沼市高倉字日カゲ3790から3792まで
- 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第939号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 8 月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市下相川3の2、1311の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第940号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年8月15日

新潟県新発田地域振興局長

##### 1 就任

監事	新潟市北区太田4849番地	海老名 徳一
〃	〃 北区葛塚2418番地1	小川 竹男
〃	〃 北区太田2773番地	笹川 芳樹

就任年月日 平成29年7月28日

##### 2 退任

監事	新潟市北区太田4849番地	海老名 徳一
〃	〃 北区葛塚2418番地1	小川 竹男
〃	〃 北区太田2773番地	笹川 芳樹

退任年月日 平成29年7月27日

#### ◎新潟県告示第941号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を平成29年8月3日認可した。

平成29年8月15日

新潟県十日町地域振興局長

#### ◎新潟県告示第942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成29年8月15日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	上条	農業用排水施設整備（農村振興総合整備）事業	新規	平成29年8月2日	第48条

#### ◎新潟県告示第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成29年8月15日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
佐渡市 両津南部土地改良区	加茂新田第2	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	新規	平成29年7月30日	第48条

#### ◎新潟県告示第944号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年8月16日から平成29年9月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	東谷	換地計画書の写し	長岡市役所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第945号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 8 月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 作業種類 公共測量(2級基準点測量) 1点  
公共測量(3級基準点測量) 2点
- 作業期間 平成29年6月14日から平成29年10月31日まで
- 作業地域 新発田市滝谷地内

#### ◎新潟県告示第946号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 8 月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 作業種類 公共測量(1級及び2級水準測量)
- 作業期間 平成29年7月14日から平成29年12月22日まで
- 作業地域 (1級水準測量) 新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市  
(2級水準測量) 柏崎市、南魚沼市

#### ◎新潟県告示第947号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(十日町地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 8 月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業六箇地区(六箇山谷換地区及び麻畑換地区)確定測量)

- 2 作業期間 平成29年8月10日から平成30年2月16日まで
- 3 作業地域 十日町市六箇地内

#### ◎新潟県告示第948号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、二級河川の指定（昭和61年4月30日新潟県告示第1302号）を次のとおり変更する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 水系名 郷本川
- 2 河川名 荒巻川
- 3 変更に係る指定区間  
左岸 長岡市荒巻字井田1388番地先  
右岸 長岡市根小屋字中沢1009番1地先  
以下小島谷川合流点に至る。
- 4 指定年月日  
平成29年8月15日

#### ◎新潟県告示第949号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年8月15日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系西川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
西川左岸及び右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
  - (1) 新潟市西蒲区原字向1389番1地先から新潟市西蒲区和納字谷内7122番地先まで
  - (2) 新潟市西蒲区和納字五百野7021番2地先から新潟市西蒲区和納字五百野6829番地先まで
  - (3) 新潟市西蒲区植野新田字越石65番地先から新潟市西蒲区植野新田字越石1356番1地先まで
  - (4) 新潟市西蒲区赤鎗字島3972番5地先から新潟市西蒲区赤鎗字川前138番地先まで
  - (5) 新潟市西蒲区巻字主膳郷屋乙1977番地先から新潟市西蒲区巻字主膳郷屋乙1963番1地先まで
  - (6) 新潟市西蒲区堀山新田字川原25番4地先から新潟市西蒲区堀山新田字川原51番1地先まで
  - (7) 新潟市西蒲区巻字形部乙394番2地先から新潟市西蒲区巻字形部川原乙470番地先まで
  - (8) 新潟市西蒲区割前字高田110番10地先から新潟市西蒲区東汰上字尻地229番2地先まで
  - (9) 新潟市西蒲区前田字前川原28番1地先から新潟市西蒲区羽田字屋敷80番地先まで
  - (10) 新潟市西蒲区西汰上字前畑336番2地先から新潟市西蒲区西汰上字縄手572番地先まで
  - (11) 新潟市西蒲区西汰上字縄手572番地先から新潟市西蒲区下山字前川原97番2地先まで
  - (12) 新潟市西蒲区槇島字上川原760番地先から新潟市西蒲区槇島字下川原820番3地先まで
  - (13) 新潟市西蒲区旗屋字川原3番4地先から新潟市西蒲区曾根字川原1番1地先まで
  - (14) 新潟市西蒲区鮎字北川原604番2地先から新潟市西蒲区鮎字北川原1131番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭  
住所 新潟市中央区学校町1番町602番地1
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成25年 3 月26日から道路の存続する日まで

### ◎新潟県告示第950号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

新潟県新潟地域振興局長

#### 1 河川の名称

一級河川信濃川水系矢川

#### 2 河川管理施設の名称または種類

矢川左岸及び右岸堤防

#### 3 河川管理施設の位置

- (1) 新潟市西蒲区猿ヶ瀬字込戸前131番1地先から新潟市西蒲区猿ヶ瀬字込戸前134番1地先まで
- (2) 新潟市西蒲区久保田字大橋場514番1地先から新潟市西蒲区久保田字大橋場498番1地先まで
- (3) 新潟市西蒲区岩室温泉字上ノ郷736番2地先から新潟市西蒲区岩室温泉字浅ノ尻383番1地先まで
- (4) 新潟市西蒲区岩室温泉字浅ノ尻286番1地先から新潟市西蒲区岩室温泉字浅ノ尻283番1地先まで
- (5) 新潟市西蒲区鷺ノ木字舟橋80番1地先から新潟市西蒲区鷺ノ木字白山334番1地先まで
- (6) 新潟市西蒲区上木島字下り250番1地先から新潟市西蒲区下木島字上田133番地先まで
- (7) 新潟市西蒲区鷺ノ木字石堰2156番地先から新潟市西蒲区鷺ノ木字石堰2340番2地先まで
- (8) 新潟市西蒲区竹野町字前田70番地先から新潟市西蒲区竹野町字前田63番1地先まで

#### 4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町1番町602番地1

#### 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

#### 6 管理の期間

平成25年 3 月26日から道路の存続する日まで

### ◎新潟県告示第951号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

新潟県新潟地域振興局長

#### 1 河川の名称

二級河川新川水系木山川

#### 2 河川管理施設の名称または種類

木山川左岸及び右岸堤防

#### 3 河川管理施設の位置

- (1) 新潟市西蒲区中之口1344番3地先から新潟市西蒲区中之口1344番1地先まで
- (2) 新潟市西蒲区中之口1240番1地先から新潟市西蒲区中之口1235番1地先まで
- (3) 新潟市西蒲区中之口1165番6地先から新潟市西蒲区三ツ門字浦江東705番1地先まで
- (4) 新潟市西蒲区三ツ門字浦江東2333番1地先から新潟市西蒲区河間字北谷地1851番地先まで
- (5) 新潟市西蒲区三方44番3地先から新潟市西蒲区番屋字浦苗代578番1地先まで
- (6) 新潟市西蒲区遠藤字荒田1787番5地先から新潟市西蒲区遠藤字荒田1789番1地先まで
- (7) 新潟市西蒲区遠藤字前田41番1地先から新潟市西蒲区遠藤字前田18番1地先まで

#### 4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町1番町602番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成25年3月26日から道路の存続する日まで

---

◎新潟県告示第952号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年8月15日

新潟県新潟地域振興局長

1 河川の名称

二級河川新川水系大通川

2 河川管理施設の名称または種類

大通川左岸及び右岸堤防

3 河川管理施設の位置

- (1) 新潟市西蒲区牧ヶ島字宗高724番5地先から新潟市西蒲区打越字沼乙338番1地先まで
- (2) 新潟市西蒲区並岡字榎ノ嶋5295番地先から新潟市西蒲区遠藤字四ツ割4230番地先まで
- (3) 新潟市西蒲区漆山字川西40番5地先から新潟市西蒲区漆山字四十歩割8554番1地先まで
- (4) 新潟市西蒲区漆山字四十歩割8623番1地先から新潟市西蒲区山島字川向443番地先まで
- (5) 新潟市西蒲区今井字新開2271番1地先から新潟市西蒲区今井字下野地2912番1地先まで
- (6) 新潟市西蒲区遠藤字小諏訪1132番地先から新潟市西蒲区遠藤字小諏訪2276番4地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町1番町602番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成25年3月26日から道路の存続する日まで

---

◎新潟県告示第953号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年8月15日

新潟県新潟地域振興局長

1 河川の名称

二級河川新川水系大通川放水路

2 河川管理施設の名称または種類

大通川放水路左岸及び右岸堤防

3 河川管理施設の位置

- (1) 新潟市西蒲区和納字金丸8512番地先から新潟市西蒲区和納字川原5767番61地先まで
- (2) 新潟市西蒲区和納字金丸8530番地先から新潟市西蒲区和納字川原5767番61地先まで

- (3) 新潟市西蒲区西船越字道下117番 1 地先から新潟市西蒲区樋曾字道田3526番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
 名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭  
 住所 新潟市中央区学校町 1 番町602番地 1
- 5 管理の内容  
 (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
 平成25年 3 月26日から道路の存続する日まで

### ◎新潟県告示第954号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称  
 二級河川新川水系飛落川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
 飛落川左岸及び右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
 (1) 新潟市西蒲区潟頭字南876番地先から新潟市西蒲区潟頭字南872番地先まで  
 (2) 新潟市西蒲区潟頭字南757番 3 地先から新潟市西蒲区潟頭字南752番 1 地先まで  
 (3) 新潟市西蒲区馬堀字寺裏2846番 2 地先から新潟市西蒲区潟頭字橋向1524番地先まで  
 (4) 新潟市西蒲区河井字土手下4617番 9 地先から新潟市西蒲区河井字土手下4617番10地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
 名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭  
 住所 新潟市中央区学校町 1 番町602番地 1
- 5 管理の内容  
 (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
 平成25年 3 月26日から道路の存続する日まで

## 公 告

### 新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成29年 8 月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 業務の概要  
 新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務（以下「本件業務」という。）
- 2 プロポーザルの内容  
 新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実

施内容等については、新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

平成29年8月15日（火）から平成29年8月25日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県福祉保健部基幹病院整備室

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1（行政庁舎11階）

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成29年9月5日（火）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成29年8月15日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 平成29年8月15日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(5) 一般病床数300床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を2件以上有すること。

(6) プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成29年8月31日（木）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。）とし、平成29年8月31日（木）午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成29年9月25日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務提案書等在中」と朱書きすること。）とし、平成29年9月25日（月）午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格要件を満たさない者
- イ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
- ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
- エ 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(2) 履行期限

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、本プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において本プロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Tubame Rousai Hospital

(2) Deadline for Application

August 31 , 2017 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

September 25 , 2017 5 : 15 P.M.

(4) For more information, contact:

Office : Key Regional Hospital Management Office

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

Adress : 4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 8570

Japan

Tel : 025 - 280 - 5631

Fax : 025 - 284 - 0277

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波吸引器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年8月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

超音波吸引器 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成29年11月30日（木）

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成29年8月28日（月）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成29年8月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第2章の2 (略)</p> <p>第2章の3 警察学校(第50条—<del>第54条</del>)</p> <p>第3章 警察署(第55条—第60条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(分駐隊等)</p> <p><b>第40条</b> 留置管理課、子供女性安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、<u>方面隊又は出張所</u>を置く。</p> <p>2 <u>分駐隊、支所、方面隊及び出張所の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 警察署</b></p> <p>(分庁舎)</p> <p><b>第55条</b> <u>警察署に、その事務の一部を分掌する分庁舎を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>分庁舎の名称及び位置については、別に定める。</u></p> <p>第56条 (略)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(分庁舎所長)</p> <p><b>第59条の2</b> <u>分庁舎に、分庁舎所長を置く。</u></p> <p>2 <u>分庁舎所長には警部の階級にある警察官を充てる。</u></p> <p>3 <u>分庁舎所長は、上司の命を受け、分庁舎の事務</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章の2 (略)</p> <p>第2章の3 警察学校(第50条—<del>第55条</del>)</p> <p>第3章 警察署(第56条—第60条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(分駐隊等)</p> <p><b>第40条</b> 留置管理課、子供女性安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所<u>又は方面隊</u>を置く。</p> <p>2 <u>分駐隊、支所及び方面隊の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><b>第55条</b> <del>削除</del></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 警察署</b></p> <p>第56条 (略)</p> <p>第59条 (略)</p>

を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官等)

第60条 警察署に、会計官、地域官又は刑事官を置くことができる。

2 会計官には事務職員を、地域官及び刑事官には警視の階級にある警察官を充てる。

3～5 (略)

別表第 1 (第39条関係)

課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室	(略)
(略)		

別表第 2 (第40条関係)

所属名	名 称	位 置
(略)		
運転免許センター	(略)	
	佐渡支所	(略)
	古町出張所	新潟市
(略)		

別表第 3 (第48条関係)

課 名	職 名	職 務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)
(略)		

別表第 4 (第56条関係)

警察署名	課 名	分 掌 事 務

(会計官等)

第60条 警察署に、会計官、地域官、刑事官又は交通官を置くことができる。

2 会計官には事務職員を、地域官、刑事官及び交通官には警視の階級にある警察官を充てる。

3～5 (略)

6 交通官は、上司の命を受け、交通警察に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

別表第 1 (第39条関係)

課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室	(略)
	東区警察署(仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備及び胎内警察署と新発田警察署の統合に関する事務
(略)		

別表第 2 (第40条関係)

所属名	名 称	位 置
(略)		
運転免許センター	(略)	
	佐渡支所	(略)
(略)		

別表第 3 (第48条関係)

課 名	職 名	職 務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)
	東区警察署(仮称)準備室長	東区警察署(仮称)準備室に関する事務
(略)		

別表第 4 (第56条関係)

警察署名	課 名	分 掌 事 務
新潟東	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第

						13号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
					会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務
					留置管理課	警察本部警務部留置管理課の所掌に属する事務
					生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
					地域第一課 地域第二課 地域第三課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
					刑事第一課	警察本部刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第三課及び鑑識課の所掌に属する事務
					刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、組織犯罪

					対策第一課及び組織犯罪対策第二課の所掌に属する事務
				交通第一課	警察本部交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許センターの所掌に属する事務並びに交通部交通指導課の所掌に属する事務（第29条第2号に掲げる事務を除く。）
				交通第二課	警察本部交通部交通指導課の所掌に属する事務のうち第29条第2号に掲げる事務
				警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。）
新潟 長岡 上越	警務課		警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、 <u>警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）</u>	長岡 上越	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務並びに <u>警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務</u>
				(略)	(略)
(略)				(略)	

<p>新潟東 燕</p>	<p>警務課</p>	<p>警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）</p>	<p>新潟中央 燕</p>	<p>警務課</p>	<p>警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署に限る。）</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>			
<p>新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上  阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川</p>	<p>警務課</p>	<p>警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）</p>	<p>江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川</p>	<p>警務課</p>	<p>警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>			

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡查部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	74	127	775	217	1,193	444	1,637
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	156	1,652	979	2,845	141	2,986
初任科生				132	132		132
合 計	133	285	2,443	1,330	4,191	588	4,779

（新潟県警察署協議会運営規則の一部改正）

第3条 新潟県警察署協議会運営規則（平成13年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
警察署協議会の名称	委員定数	署 名	委員定数
新潟警察署協議会	11	新潟中央警察署協議会	11
新潟中央警察署協議会	11	新潟東警察署協議会	15
新潟東警察署協議会	11	新潟西警察署協議会	12
新潟西警察署協議会	12	江南警察署協議会	10
江南警察署協議会	6	村上警察署協議会	9
村上警察署協議会	9	胎内警察署協議会	5
新発田警察署協議会	15	新発田警察署協議会	13
(略)		(略)	

（新潟県道路交通法施行細則の一部改正）

第4条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(更新申請場所等)	(更新申請場所等)
<b>第24条の2</b> (略)	<b>第24条の2</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、 <u>運転免許センター佐渡支所</u> （以下「佐渡支所」という。）、各警察署、 <u>新発田警察署胎内分庁舎</u> 、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。	3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、運転免許センター佐渡支所（以下「佐渡支所」という。）、各警察署、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。
4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐	4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐

渡支所及び住所地を管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地を有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所、県内各警察署の更新窓口並びに <u>新発田警察署胎内分庁舎</u> 、 <u>長岡警察署栃尾幹部交番</u> 及び <u>上越警察署安塚幹部交番</u>	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受けた者	(略)
(略)		
(略)		

渡支所及び住所地を管轄する警察署とする。ただし、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地を有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所、県内各警察署の更新窓口並びに長岡警察署 <u>栃尾幹部交番</u> 及び <u>上越警察署安塚幹部交番</u>	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受けた者	(略)
(略)		
(略)		

第5条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(更新申請場所等)</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、<u>運転免許センター古町出張所</u>（以下「<u>古町出張所</u>」という。）及び住所地を管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署<u>栃尾幹部交番</u>において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地を有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第3</p>	<p>(更新申請場所等)</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び住所地を管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署<u>栃尾幹部交番</u>において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地を有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第3</p>

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲	申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、 <u>長岡支所、佐渡支所</u> 及び古町出張所並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、上越、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口並びに上越警察署安塚幹部交番	優良運転者講習対象者	(略)	運転免許センター、 <u>長岡支所及び佐渡支所</u> 並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、上越、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口並びに上越警察署安塚幹部交番	優良運転者講習対象者	(略)
運転免許センター、 <u>長岡支所、上越支所、佐渡支所</u> 及び古町出張所、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した者	(略)	運転免許センター、 <u>長岡支所、上越支所及び佐渡支所</u> 、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した者	(略)
(略)			(略)		
注 現に受けている免許に条件(身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。)が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認める者は、運転免許センター、 <u>長岡支所、上越支所、佐渡支所</u> 又は古町出張所で適性検査を受けなければならない。			注 現に受けている免許に条件(身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。)が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認める者は、運転免許センター、 <u>長岡支所、上越支所</u> 又は <u>佐渡支所</u> で適性検査を受けなければならない。		

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、同年9月25日から施行する。  
(警察署協議会の委員の任期の特例)
- この規則の公布の日において、現に新潟東警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち新潟市東区に住所地又は勤務地があるもの及び江南警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち新潟市中央区又は新潟市東区に住所地又は勤務地があるものの任期は、平成29年8月31日までとする。
- 新潟東警察署の名称及び管轄区域の変更、新潟東警察署の新設、江南警察署の管轄区域の変更並びに胎内警察署の統合に伴い、新たに新潟警察署協議会、新潟東警察署協議会、江南警察署協議会又は新発田警察署協議会の委員に委嘱される者の任期は、平成31年5月31日までとする。

## 新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察の警察署分庁舎の名称及び位置に関する規則を次のように定める。

平成29年8月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の警察署分庁舎の名称及び位置に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、新潟県警察の警察署分庁舎（以下「分庁舎」という。）の名称及び位置を定めることを目的とする。

(分庁舎の名称及び位置)

**第2条** 分庁舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
新発田警察署胎内分庁舎	胎内市

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。